

大分県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者(以下「子ども・若者」という。)に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、大分県子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。またこの協議会は、法12条に基づき県が設置する「おおいた子ども・若者総合相談センター」における、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を、共同して確保するものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報の交換及び連絡調整に関すること
- (2) 子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること
- (3) 子ども・若者の支援に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること
- (5) 市町村の「子ども・若者育成支援についての計画」策定及び「子ども・若者支援地域協議会」設置・運営のための支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関によって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は大分県生活環境部私学振興・青少年課長の職にある者を充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する構成機関の代表者がその職務を代行する。
- 5 協議会に「幹事」を置く。幹事の定員は民間5団体程度、公務5団体程度とし、多様な分野から会長が指名し幹事を選出する。
- 6 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)は、大分県生活環境部私学振興・青少年課とする。
- 7 法第22条第1項の子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)は、子ども・若者総合相談センターの受託団体とする。

(調整機関の役割)

第4条 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の運営に関すること
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること
- (3) その他協議会の事務に関すること

(指定支援機関の役割)

第5条 指定支援機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援に関する実践的・専門的情報の提供
- (2) 会議の円滑な運営に関すること
- (3) その他協議会の事務に関すること

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長となる。

- 2 協議会は、協議会の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議する。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。
- 4 幹事会は幹事をもって構成し、幹事長は会長が指名した者とする。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、協議会の基本的な運営方針について協議する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費負担)

第8条 協議会に参加するために必要となる経費については、原則として各構成機関において負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。